

長岡市告示第29号

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号。以下「条例」という。）第16条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所のある納税義務者及び特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。

令和6年1月23日

長岡市長 磯田 達伸

指 定 地 域
石川県及び富山県